

IFRS 財団 モニタリング・ボード

IFRS 財団 ガバナンス改革 市中協議文書

2011年2月7日

概要

2010年4月、国際会計基準(IFRS)財団モニタリング・ボード(MB)は、高品質でグローバルに受け入れられた会計基準としてのIFRSを支えるガバナンス構造について、見直し作業を開始した。現在のガバナンス構造は、基準設定主体である国際会計基準審議会(IASB)がIFRS財団によって監視され、IFRS財団はさらにMBから公的な監視を受けるといふ、三層構造となっている。今般の見直しにおける根幹的な問題は、現在のガバナンス構造が、高品質でグローバルに受け入れられた会計基準を策定するというIFRS財団の定款に定められた基準設定主体の基本的な使命を実際に全うさせるものとなっているか、また、基準設定主体が適切に説明責任を果たすとともに独立性を確保しているか、という点である。

2010年11月、IFRS財団評議員会は、IFRS財団の戦略見直しに関する市中協議を開始しており、その中でも、検討項目としてガバナンスと説明責任が含まれている。整合性の観点から、MBのガバナンス改革は、主としてガバナンスの制度面、特にMB、評議員会、IASBそれぞれの役割と責任に焦点を当てる一方、評議員会の戦略見直しは、ガバナンスの運用面、特に基準設定主体のデュープロセスに重点を置いている。

本市中協議文書の目的は、広く一般の意見を募集することである。本文書において、MBは、以下の枠内に要約されているように、一連の具体的な提案や検討中の選択肢を示している。これらの提案を実行するための厳密なプロセスについては、更なる検討が必要となるかも知れないが、可能な限り早い実現が期待される。

本文書は、まず全体的なガバナンス構造、特に主としてIASBと評議員会に焦点を当てて論じている。本文書では、IASBのボードメンバーの構成について、評議員会のこれまでの努力は認めつつも、ボードメンバーの地域的、職業的バックグラウンドの多様性が確保できるよう、質の高い候補者の特定など、更なる具体的な努力を行うべきだとしている。さらに、兼任されているIASB議長とIFRS財団CEOの分離を提案するとともに、基準設定に専念する職員とIASBの監視も含む、基準設定以外の財団の業務に従事する職員についても明確に分離するよう提案している。また、評議員会については、評議員の地域的・職業的バックグラウンドの多様性について、継続的な見直しを提案している。このほか、評議員の候補者推薦・承認の双方について、より正式な手続きと明確な基準を考案するよう提案している。

本文書では、次に、MB の構成、役割、責任について見直しを行っている。MB は、現在は先進市場国を中心とする5つの当局から構成されているが、その設立当初から、MB のメンバー構成が進行中の IFRS の適用やグローバル資本市場の変化の状況を確実に反映するよう、短期間でメンバー構成を見直すことに同意していた。本文書では、MB が効果的・効率的に活動できるよう全体の規模は抑えつつも、主要な新興市場国を中心に、各法域における財務報告の形態や内容の決定に責任を持つ資本市場規制当局がより多く参加できるよう、メンバー枠の拡大を提案している。これは、主要な新興市場国から常任メンバーを4カ国追加し、MB メンバーとなっていない市場から2カ国を交代制で追加することにより可能となる(下線・斜体の数字は仮のものである)。

これに関連して、本文書では、他の関連する当局、特にプルーデンシャル当局との意思疎通を円滑にし、また、これら当局の意見が適切に考慮されるようにするため、MB のオブザーバー数の拡大や、関連当局から構成される MB への助言機関の設置といった選択肢を提示し、意見を募集している。また、本文書では、MB の透明性や説明責任を向上させるための方策についてもいくつか提案している。

MB の役割と責任に関して、本文書では、IASB のアジェンダ設定及び IASB 議長の任命に対する MB の関与について、選択肢を提示している。また、メンバーが増加し、その役割や責任が拡大する中で MB の円滑な業務運営が可能となるよう、本文書では、MB の恒久的な事務局設置の可能性を模索することを提唱している。

本文書は、2ヶ月間市中協議に付され、その間に、MB はアジア、欧州、米州において、関係者との公開会議を開催する予定である。MB としては、是非、あらゆる関係者に、本文書にある提案や選択肢に対応した各質問に対して意見を提出していただきたい。本文書に寄せられた意見は公開されるとともに、それらへの対応結果も市中協議の終了後に公表される予定である。また、2011年第3四半期の早い段階までに、提言を実行するための行動計画を策定し公表することを予定している。

本文書で論じられている、現時点での具体的な提案や考えられる選択肢、及び関連する質問は、以下のとおりである。

提案及び選択肢の概要、並びに関連する質問

国際会計基準審議会 (IASB)

- (1) 基準設定プロセスの更なる客観性、公平性確保のため、専門能力と実務経験を第一に求める資格として維持しつつ、ボードメンバーの地域的、職業的バックグラウンドの多様性が確保できるよう、候補者の適切な特定に向け具体的な取組みを行う。

質問 1 :

IASB のメンバーが多様な地域的、職業的バックグラウンドを持ったものとなるよう、IASB メンバー候補者層を深耕するための具体的な取組みを求める提案に賛成しますか。賛成・反対の理由も示してください。

- (2) IASB 議長による基準設定プロセスの独立性を確保するとともに、IFRS 財団 CEO として IASB の監視を含む基準設定以外の財団の全機能を監督する際に生じ得る不当な利益相反を避けるため、IASB 議長と IFRS 財団 CEO を分離する。

質問 2 :

IASB 議長と IFRS 財団 CEO の役割を分離するという提案に賛成しますか。もし賛成なら、どのような形とするのが良いと考えますか。賛成・反対の理由も示してください。

- (3) IASB の業務に専念する職員と専ら IFRS 財団の運営、監視機能に携わる職員との間のより明確な責任分担について検討する。

質問 3 :

IASB の業務に専念する職員と専ら IFRS 財団の運営、監視機能に携わる職員との間のより明確な責任分担について検討することに賛成しますか。もし賛成なら、どのような形とするのが良いと考えますか。賛成・反対の理由も示してください。

評議員会

- (1) 基準設定プロセスの客観性と公平性が確保できるよう、評議員の地域的、職業的バックグラウンドの多様性について、引き続き見直しを行う。

質問 4 :

評議員会の構成や評議員の任命に関して、MB が考慮すべき点があればご意見をください。

(2) 評議員の候補者推薦及びその任命に関し、IFRS 財団としての明記された目的に対して責任を負えるような、正式な手続きとより明確な選定基準を策定する。

質問5：

評議員任命プロセスの透明性を高めるとの提案に賛成しますか。賛成・反対の理由も示してください。また、MB は任命プロセスにどの程度まで関与すべきでしょうか。

評議員候補となるための基準をより明確にすることで、関係者からの信頼を得ることができるという考えには賛成しますか。賛成・反対の理由も示してください。

モニタリング・ボード(MB)

(1) 主要な新興市場国を中心に、各法域における財務報告の形態や内容の決定に責任を持つ資本市場規制当局がより多く参加できるよう、メンバー枠を拡大し、MB メンバーを合計 11とする。具体的には、主要な新興市場当局から常任メンバーを 4先加え、常任メンバー以外の当局の中から交代制メンバーとして 2先追加する。なお、メンバーの選定に当たっては、各法域の IFRS 使用状況や IFRS 財団への資金拠出状況を考慮する。

(下線・斜体の数字は仮のものである)

質問6：

MB のメンバーは、引き続き、各法域における財務報告の形態や内容の決定に責任を持つ資本市場規制当局に限定されるべきでしょうか。

主に主要な新興市場を代表する常任メンバー (4) と、その他の市場を代表する交代制メンバー (2) を加えることにより、MB のメンバー枠を拡大することについて賛成しますか。賛成・反対の理由も示してください。また、主要な市場はどのようにして選ぶべきでしょうか。選定に当たっては、IFRS の適用や基準設定に対する財政的貢献は考慮すべきでしょうか。

交代制メンバーを証券監督者国際機構(IOSCO)を通じて選ぶことに賛成しますか。賛成・反対の理由も示してください。

(2) MB の意志決定について、現在のコンセンサス・ベースと異なる意思決定方式をとったとしても正当化できるような種類の意思決定事項があるか検討する。

質問7：

MB が現在のコンセンサス・ベースによる意志決定を続けていくことに賛成しますか。賛成・反対の理由も示してください。MB の意思決定事項のうち、コンセンサス・ベース以外の意思決定方式(例：特別多数決)が適切とされ得る類型はあるでしょうか。もしあるなら、その仕組みが適切とされる理由を示すとともに、適切な意思決定の手順を提案してください。

(3) その他の当局や国際機関による関与の増加という観点から、以下のいずれかを検討する。

- a) MB のオブザーバーをプルーデンシャル当局の集合体や国際機関へ拡大
- b) 当局や国際機関と MB との間の対話をより制度化
- c) プルーデンシャル当局や国際機関から構成される MB の助言機関を設置

質問 8 :

MB の活動に対する当局や国際機関の関与の増大を確保するため、MB が以下のいずれかを行うことを支持しますか—(a)MB のオブザーバー数の拡大、(b)制度化された対話機会の提供、(c)助言機関の設置。何故ですか。また、参加者の選定基準はどのようなものとすべきでしょうか。

(4) MB の審議に関する記録の公開の充実、プレスリリースの一層の活用、メディアやより広範な聴衆に対する MB メンバーの意見発信の強化などを行う。

質問 10 :

MB の活動の透明性及びMB の活動に対する一般の理解を向上するために適切な手法や場所はどのようなものでしょうか。

(5) IASB に検討を求めその対応結果を報告させるという現在の MB の権能は十分なものであるか、又は、IASB のアジェンダへ検討項目を追加できるような明確な役割を MB に与えるべきかを検討する。

質問 11 :

MB による IASB のアジェンダ設定への関与に関する現在の仕組みは適切なものだと考えていますか。又は、MB は IASB のアジェンダに検討項目を追加できるような明確な権能を持つべきと考えますか。或いは、MB による IASB のアジェンダ設定への関与を強化するような他の代替案はありますか。理由もお示しください。

(6) 随意でなく、透明、かつ安定的な IFRS 財団の公的資金調達基盤を確立するために可能な手段を模索する。

質問 12 :

より安定的で独立した資金調達モデルに向けて移行するため、MB 又は評議員会には具体的にどのようなことができるでしょうか。

(7) MB が候補者選定の基準を示し、また、選定プロセスの中で絞り込まれた候補者リスト上の特定の候補者について選定基準に照らして評価できるようにすることで、IASB 議長の任命に対する MB の関与を強化する。加えて、MB が評議員会による最終決定にも関与すべきかどうか、また、更なる役割を担うべきかどうかを検討する。

質問 13 :

MB は IASB 議長の選定においてより顕著な役割を担うべきだと考えますか。議長が満たすべき公開基準の策定や、その基準に沿った絞り込み後の候補者の評価が MB の担うべき役割に含まれることに賛成しますか。理由もお示してください。

MB は IASB 議長の選定に当たり、更なる、具体的な役割を与えられるべきと考えますか。特に、MB は評議員会が最終決定した者の承認権を持つべきでしょうか。理由もお示してください。

(8) 議長以外の IASB メンバーに関しては、IASB のメンバー構成について適切なバランスを確保するための枠組みを評議員会がさらに検討する際に、MB と評議員会が協議するよう MB の権限に明示的に盛り込む。

質問 14 :

IASB のメンバー構成について適切なバランスを確保するための枠組みを評議員会がさらに検討する際に、MB と評議員が協議するよう MB の権限に明示的に盛り込むことに賛成しますか。賛成・反対の理由も示してください。

(9) MB の恒久的な事務局設置の可能性を模索する。

質問 15 :

基準設定主体のガバナンスの監視において増大する MB の役割を支えるため、MB の恒久的な事務局の設置を検討するという提案に賛成しますか。事務局設置のためには、関係者からの追加的な資金拠出が必要になるとしても、この提案を支持しますか。理由もお示してください。

その他

質問 9 :

現在の基準設定プロセスの状況について、全ての関係者が適切に関与することができるような機会が十分に確保され、また、全ての公共政策目的が考慮されていると考えますか。賛成・反対の理由も示してください。

質問 16 :

ガバナンスの在り方について、定期的な見直しの必要性や、その際 5 年を一つの基準とすることについて賛成しますか。見直す場合、(5 年に 1 度と定められている) IFRS 財団の定款見直し時期に合わせるべきでしょうか。賛成・反対の理由も示してください。

質問 17 :

他に何か意見はありますか。